

日本版ステュワードシップ・コード7原則に対する取り組みの自己評価 (2018年10月から2019年9月まで)

原則	項目	自己評価 (活動実績およびコメント)	関連するHPリンク
原則1	方針の策定 及び開示	<ul style="list-style-type: none">● JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(以下「弊社」といいます。)は日本版ステュワードシップ・コード受け入れ表明を2014年5月に行い、その後、2017年11月に改訂版ステュワードシップ・コードの受け入れ表明を行いました。「日本版ステュワードシップ・コード7原則に対する取り組み」において、弊社はすべての原則についてコンプライまたはエクスプレインしており、またステュワードシップ責任を果たすための方針は、ビジネス・コントロール・コミッティー(弊社のリスク管理に関する事項を検討する場)の承認を受けており、弊社ホームページにて公表しております。2018年10月より日本版ステュワードシップ・コードに関する開示は時系列に過去の取り組みや自己評価を閲覧できるよう、会社概要のページに移しました。2019年9月には、弊社の「日本版ステュワードシップ・コード7原則に対する取り組み」を見直しましたが、その変更は不要と判断いたしました。なお、日本版ステュワードシップ・コードは2020年に改訂が予定されており、その際には改訂版の新たな内容等を検討し、必要な対応を検討いたします。● なお、弊社を含むJPモルガン・グループのアセット・マネジメント部門(以下「弊社グループ」といいます。)では国連による「責任投資原則」(United Nations Principles for Responsible Investment、以下「国連PRI」といいます。)に2007年に署名しており、弊社は弊社グループの海外拠点の担当部署とステュワードシップ活動に関するベスト・プラクティスを共有しながら活動しています。2019年国連PRI年次評価において、弊社グループの「戦略とガバナンス」のレーティングはA+となっております。 <p>以上のことから、原則1への対応は適切に行われていると評価しています。</p>	日本版ステュワードシップ・コード7原則に対する取り組み

日本版ステewardシップ・コード7原則に対する取り組みの自己評価 (2018年10月から2019年9月まで)

原則	項目	自己評価 (活動実績およびコメント)	関連するHPリンク
原則2	利益相反 管理	<ul style="list-style-type: none">● 弊社は、J.P.モルガン(弊社、JPモルガン証券株式会社、JPモルガン・チェース銀行東京支店)の「顧客本位の業務運営に関する原則」に掲げる基本原則の1つで「取引においてお客様との利益相反の可能性のある取引を適切に管理すること」、「適切なガバナンス体制を維持すること」を掲げています。● なお弊社では、「日本版ステewardシップ・コード7原則に対する取り組み」で利益相反を管理するための類型化された方針を具体的に定め、ホームページにて公表しております。また、弊社の取り組み状況はビジネス・コントロール部(弊社においてコントロールに係る様々なプログラムを管理・運営、またビジネス・コントロール・コミッティーを運営)とインベストメント・ダイレクター(弊社においてコーポレート・ガバナンスを含めて運用のモニタリングを担当)がモニタリングを行っており、その結果はビジネス・コントロール・コミッティーに報告されております。 <p>以上のことから、原則2への対応は適切に行われていると評価しています。</p>	<p>J.P.モルガン 顧客本位の業務運営に関する取り組み</p> <p>日本版ステewardシップ・コード7原則に対する取り組み</p>

日本版スチュワードシップ・コード7原則に対する取り組みの自己評価 (2018年10月から2019年9月まで)

原則	項目	自己評価 (活動実績およびコメント)
原則3・4	投資先企業の 状況把握と エンゲージメント	<ul style="list-style-type: none"> ● 弊社では、ESG*の各要素が企業価値の維持・向上に影響を及ぼすとの考えのもと、ESGリスク及びESG投資機会への考慮を運用プロセスの一環に統合しております。また、投資先企業に対して“アクティブな株主”として行動することが重要であると認識しており、エンゲージメント活動および状況把握もこの運用哲学(アクティブ投資)の一環であると捉えております。 ● 上記の考えのもと、弊社では対象企業の選択基準や対話すべき内容など、エンゲージメントを行うための仕組みを整えており、明確な対話の方針を定めております。また、顧客に対しては、投資対象企業とのエンゲージメント内容とその成果について、個別企業の事例をあげ、具体的に説明することに努めております。 ● 弊社、及び弊社グループのポートフォリオ・マネジャー、アナリスト、コーポレート・ガバナンス担当者は、日本における投資先企業と様々な形で対話、情報収集を行っています(企業説明会やスモールミーティングへの参加、経営陣(トップマネジメント)やIR担当者との個別面談や電話取材を通じた状況の把握、ESGに特化したミーティング等)。 ● ご参考:ESGエンゲージメントの事例 医薬品関連会社であるA社(仮称)とエンゲージメントを行い、同社の研究開発の進捗状況や、サステナビリティに関する取り組みについて議論しました。同社からは、足元順調に業績を伸ばしていることに加え、創薬の共同研究開発や、技術ライセンス等のビジネスにおいてパートナー先が拡大していること等の説明を受けました。一方で、同社が進めている研究開発については、現時点では全てのプロジェクトが臨床試験第1相(フェーズ1)以前の段階にあり、同社が開発にかかわった製品が実際に世に出回るまでには時間がかかることを確認しました。 弊社からは、患者にとって最適な治療の選択肢が提供される環境を作るためには、医療関係者と医薬品業界が健全な関係を保つことが重要であり、これを企業として規律付けるための一つ的手段として、医薬品の営業活動に関する明確な基準を設ける必要があるのではないかと提起しました。同社の担当者はこの考えについて一定の理解を示し、将来的に製品が販売される目途が立てば、こうした基準を設け、公に開示していきたいとの前向きな回答を得ることができました。同社とは今後も定期的にエンゲージメントにおいて研究開発の進捗状況を確認し、必要な基準や制度について対話していく予定です。 <p>*ESG(E(Environment = 環境)、S(Social = 社会)、G(Governance = ガバナンス))</p> <p>以上のことから、原則3および4への対応は適切に行われていると評価しています。</p>

日本版スチュワードシップ・コード7原則に対する取り組みの自己評価 (2018年10月から2019年9月まで)

原則	項目	自己評価 (活動実績およびコメント)	関連するHPリンク
原則5	議決権行使	<ul style="list-style-type: none">● 弊社では、「議決権行使等に関する基本的な考え方」において明確な議決権行使の方針を定めており、ホームページにて公表しております。この方針については、毎年議論を重ね内容を見直しており、変更する際は、ビジネス・コントロール・コミッティーの承認を受けております。● 体制としましては、議決権行使を有効に機能させるための意思決定プロセス等の組織体制が構築されており、弊社の投資哲学(アクティブ運用)との一貫性が確保されていると考えています。議決権行使助言会社の助言は参考情報として活用しておりますが、最終判断は弊社による意思決定です。なお、投資先企業に不祥事等があった場合には、対応について社内の議決権行使ワーキング・グループで議論し、慎重に判断しています。● 書面上の情報のみでは判断が難しい議案がある場合、株主提案、または弊社の行使基準に解釈余地がある場合等、慎重な行使判断が求められる状況においては、弊社の議決権行使の意思決定機関であるワーキング・グループとインベストメント・ダイレクターを含むコーポレート・ガバナンス担当者、アナリスト等が一丸となって対話などを通じた情報収集に努め、より綿密な議論を行うことで、適切な議決権行使がなされるよう工夫しています。● 行使結果については、年に2回、個別企業・個別議案毎にホームページにて公表しております。この中で、反対行使をした主な議案とその理由や、株主提案に賛成した主な議案とその理由に関してもご説明しています。 <p>以上のことから、原則5への対応は適切に行われていると評価しています。</p>	<p>議決権行使等に関する基本的考え方</p> <p>2019年1～6月株主総会 議案別議決権行使結果</p>

日本版ステュワードシップ・コード7原則に対する取り組みの自己評価 (2018年10月から2019年9月まで)

原則	項目	自己評価 (活動実績およびコメント)	関連するHPリンク
原則6	顧客・受益者への報告	<ul style="list-style-type: none"> 顧客向けステュワードシップ活動報告を要望に応じて年に1回行っております。この際の報告資料は、顧客のニーズに合わせて、個別に対応することに努めております。 ステュワードシップ・コードに対する取り組みの自己評価をホームページで開示し、「お客様本位の業務運営に関する方針および取組み状況」においてもステュワードシップ活動についてご報告しております。 <p>以上のことから、原則6への対応は適切に行われていると評価しています。</p>	お客様本位の業務運営に関する方針および取組み状況
原則7	対話の実力向上	<ul style="list-style-type: none"> 対話やESGの考慮に関する定量的な効果測定は難しく、対話の進捗状況やESGの考慮の効果を的確に把握する努力を重ねております。一方で、企業への働きかけが具体的な変化に繋がるには時間を要するものの、中長期的な視点に基づく企業への働きかけを粘り強く継続することが、企業価値の向上に広く繋がるものと認識しており、今後もより効果的な対話を目指して活動を続けることが重要だと考えております。 また、経営陣を中心とする企業との直接対話を継続的に行うなかで、弊社の問題意識を明示し、共有する努力を行っています。株主還元を含む資本生産性に関する考え方、対外コミュニケーションのあり方など、企業に姿勢の変化を促すには継続的な対話を根気よく続けることの必要性を感じています。 また、ステュワードシップ責任を果たす上で、知識習得の機会を増やすことも意識しており、ガバナンス関連の対話(企業、ガバナンス専門家)、外部セミナー参加等に努めています。 ステュワードシップ責任を果たすために企業との対話を続けていくなか、ステュワードシップ・コード対応等を、弊社の経営陣も含め、社内で幅広く議論を重ねることも重要だと考えております。 <p>以上の取組みから、原則7への対応は適切に行われていると評価しています。</p>	